

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
における I D カード不正使用に係る S E R P 予備会合
の結果について

令和 3 年 2 月 8 日
原子力規制庁

1 . 経緯

令和 2 年度第 5 1 回原子力規制委員会臨時会合(令和 3 年 1 月 2 6 日)において、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)柏崎刈羽原子力発電所における I D カード不正使用事案の概要を報告した。

その後、「原子力規制検査等実施要領」(令和元年 1 2 月原子力規制庁)¹に基づき、原子力規制検査指摘事項について暫定的な重要度評価及び当該結果を受けた対応区分(以下、「評価結果等」という。)について審議するため、同年 2 月 3 日に重要度評価・規制対応措置会合(以下「S E R P 予備会合」という。)を開催した。

本件は、「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」(令和元年 1 2 月 1 8 日原子力規制庁)²に基づき、その結果を報告するとともに、今後の対応について諮るものである。

2 . S E R P 予備会合を踏まえた評価結果等

原子力規制検査(同年 1 0 月 8 日、9 日及び 1 3 日から 1 6 日まで実施)を通じて確認した事業者が行う安全活動の劣化³(以下「検査指摘事項」という。)を踏まえ、追加検査の要否等を判断するための S E R P 予備会合を開催し、検査指摘事項の重要度を評価した結果、重要度は「白」⁴とする暫定評価を得た。

3 . 今後の対応

暫定的な評価結果等について了承が得られれば、「原子力規制検査等実施要領」に基づき、事業者に対して暫定的な評価結果等を通知することとしたい。

また、本通知に対して事業者からの意見陳述要望があれば、非公開にて聴取し、その結果については、原子力規制委員会に報告したうえで、改めて評価について原子力規制委員会に諮りたい。

¹ 令和元年度第 5 0 回原子力規制委員会(令和元年 1 2 月 2 5 日)で了承

² 令和元年度第 4 9 回原子力規制委員会(令和元年 1 2 月 1 8 日)で了承(同日の資料 6)

³ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第 7 7 号)で求めている防護区域等への人の立入りに係る防護措置等について事業者が行う安全活動に劣化が認められた。

⁴ 安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制の関与の下で改善を図るべき水準。

なお、意見陳述要望がなければ、上記暫定評価を確定した評価として、前記の「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」に従い、同社に通知することとしたい。

別添 通知文案(令和2年度原子力規制検査(柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用事案)における指摘事項の重要度の暫定評価について)

参考資料 柏崎刈羽原子力発電所における原子力規制検査指摘事項の概要(社員によるIDカード不正使用)